



島根県報

平成28年4月12日（火）

第2,792号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による医療機関の指定	（高齢者福祉課）	2
介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定	（　　　　　）	2
保安林予定森林（3件）	（森林整備課）	2
大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による大規模小売店舗に係る事項の変更の届出（6件）	（中小企業課）	3
急傾斜地崩壊危険区域の指定（2件）	（砂防課）	10
包括外部監査契約の締結	（監査委員事務局）	12

【公 告】

農用地利用配分計画の認可の申請	（農業経営課）	12
公共測量の終了	（技術管理課）	13

【特定調達公告】

指掌紋情報管理システム賃貸借に係る一般競争入札の実施	（警察本部）	13
----------------------------	--------	----

【正 誤】

平成28年2月2日付け島根県報第2,772号中	（森林整備課）	15
-------------------------	---------	----

告 示**島根県告示第287号**

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、法による医療支援給付を担当する機関を次のとおり指定したので、法第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55条の3第1項第1号の規定により告示する。

平成28年 4 月12日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医療機関の名称	所在地	指定年月日
太陽薬局 上乃木店	松江市上乃木二丁目29-2	平成27年 9 月10日

島根県告示第288号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の指定居宅サービス事業者及び同法第53条第1項の指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定により告示する。

平成28年 4 月12日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者の名称又は氏名	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
株式会社 あい來	訪問介護	訪問介護ステーション	出雲市中野町858 サンエ	平成28年 4 月11日
	介護予防訪問介護	むつみ	スタ21-B203号	

島根県告示第289号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成28年 4 月12日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 保安林予定森林の所在場所
仁多郡奥出雲町八川2350-5
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び奥出雲町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第290号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成28年 4月12日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 保安林予定森林の所在場所
出雲市大社町修理免字一ノ渡1611-1、1611-2、字寺山1765-2、字中曾根1775-2、1776-2
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び出雲市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第291号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成28年 4月12日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 保安林予定森林の所在場所
安来市広瀬町宇波2135-3
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び安来市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第292号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

平成28年 4 月12日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

みしまや上の木店 島根県松江市上乃木三丁目14-20

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社みしまや 代表取締役 三島 敏功 島根県松江市雑賀町99

(3) 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名	備考
(株) みしまや	島根県松江市雑賀町99	三島 敏功	
(有) サンアイ	島根県松江市南田町124-1	三島 敏功	
昭和食品(株)	福岡県北九州市門司区黄金町6-28	高柳 直希	
(有) 桂月堂	島根県松江市天神町97	小西 章文	
岡野食品ホールディングス(株)	兵庫県姫路市御国野町国分寺391	岡野 吉純	
(株) ウェルネス湖北	島根県松江市乃白町2061	村上 正一	

(変更後)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名	備考
(株) みしまや	島根県松江市雑賀町99	三島 敏功	
(有) サンアイ	島根県松江市南田町124-1	三島 敏功	
昭和食品(株)	福岡県北九州市門司区黄金町6-28	高柳 直希	
(有) 桂月堂	島根県松江市天神町97	小西 章文	
岡野食品ホールディングス(株)	兵庫県姫路市御国野町国分寺391	岡野 吉純	
(株) ツルハグループ &ファーマシー西日本	広島県広島市西区井口明神1-1-10	村上 正一	平成27年8月16日 名称変更 平成28年1月25日 住所変更

(4) 変更の年月日

上記一覧表のとおり

2 届出年月日

平成28年 3 月24日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

松江市産業観光部商工企画課(松江市末次町86番地)

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所(団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第293号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

平成28年4月12日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

みしまや川津店 島根県松江市西川津町850-1

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社みしまや 代表取締役 三島 敏功 島根県松江市雑賀町99

(3) 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名	備考
(株) みしまや	島根県松江市雑賀町99	三島 敏功	
(有) サンアイ	島根県松江市南田町124-1	三島 敏功	
九州惣菜(株)	福岡県北九州市門司区黄金町6-28	西岡 浩志	
(有) 桂月堂	島根県松江市天神町97	小西 章文	
(株) ウェルネス湖北	島根県松江市乃白町2061	村上 正一	

(変更後)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名	備考
(株) みしまや	島根県松江市雑賀町99	三島 敏功	
(有) サンアイ	島根県松江市南田町124-1	三島 敏功	
九州惣菜(株)	福岡県北九州市門司区黄金町6-28	西岡 浩志	
(有) 桂月堂	島根県松江市天神町97	小西 章文	
(株) ツルハグループ ドラッグ&ファーマシー西日本	広島県広島市西区井口明神1-1-10	村上 正一	平成27年8月16日 名称変更 平成28年1月25日 住所変更

(4) 変更の年月日

上記一覧表のとおり

2 届出年月日

平成28年3月24日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

松江市産業観光部商工企画課（松江市末次町86番地）

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所（団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第294号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出があつたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

平成28年4月12日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

宍道ショッピングセンター 島根県松江市宍道町佐々布208-35外

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

株式会社ベル 代表取締役 柳楽 晃彦 島根県松江市宍道町佐々布208-35

(3) 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名
(変更前)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名	備 考
(株) 丸合	鳥取県米子市東福原6-12-40	梅林 裕暁	
(株) ベル	島根県松江市宍道町佐々布208-35	柳楽 晃彦	
東洋食品 (株)	福岡県北九州市門司区黄金町6-28	黒田 要一郎	
(株) ツルハグループ ドラッグ &ファーマシー西日本	広島県広島市中区八丁堀11-8	村上 正一	
(株) ワッツオースリー中四国	岡山県岡山市北区津高395-3	坂本 美津浩	

(変更後)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名	備 考
(株) 丸合	鳥取県米子市東福原6-12-40	梅林 裕暁	
(株) ベル	島根県松江市宍道町佐々布208-35	柳楽 晃彦	
東洋食品 (株)	福岡県北九州市門司区黄金町6-28	黒田 要一郎	

(株) ツルハグループ ドラッグ &ファーマシー西日本	広島県広島市西区井口明神 1-1-10	村上 正一	平成28年 1 月25日 住所変更
(株) ワッツオースリー中四国	岡山県岡山市北区津高395-3	坂本 美津浩	

(4) 変更の年月日

上記一覧表のとおり

2 届出年月日

平成28年 3 月24日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

松江市産業観光部商工企画課 (松江市末次町86番地)

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町 1 番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所 (団体にあってはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第295号

大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号) 第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べるができる。

平成28年 4 月12日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ウェルネス中野店 島根県出雲市中野町264-2 外

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

N T Tファイナンス株式会社 代表取締役 前田 幸一 東京都港区芝浦 1-2-1

(3) 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名	備 考
(株) ウェルネス湖北	島根県松江市乃白町2061番地	村上 正一	

(変更後)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名	備 考
--------	----	--------	-----

(株) ツルハグループ &ファーマシー西日本	ドラッグ 広島県広島市西区井口明神 1-1-10	村上 正一	平成27年 8 月16日 名称変更 平成28年 1 月25日 住所変更
---------------------------	-----------------------------	-------	--

(4) 変更の年月日

上記一覧表のとおり

2 届出年月日

平成28年 3 月24日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

出雲市経済環境部商工労働課（出雲市今市町70）

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町 1 番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所（団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第296号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 1 項の規定による届出があつたので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から 4 月以内に、次の 4 に定めるところにより意見を述べることができる。

平成28年 4 月12日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ドラッグストア ウェルネス大田中央店 島根県大田市大田町大田イ194-1

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

株式会社ベスト電器 代表取締役社長 小野 浩司 福岡県福岡市博多区千代六丁目 2-33

(3) 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名
(変更前)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名	備 考
(株) ウェルネス湖北	島根県松江市乃白町511番地	村上 正一	

(変更後)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名	備 考
(株) ツルハグループ ドラッグ &ファーマシー西日本	広島県広島市西区井口明神 1-1-10	村上 正一	平成27年 8月16日 名称変更 平成28年 1月25日 住所変更

(4) 変更の年月日

上記一覧表のとおり

2 届出年月日

平成28年 3月24日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

大田市産業振興部産業企画課（大田市大田町大田口1111）

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所（団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第297号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出があつたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

平成28年 4月12日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ドラッグストア ウェルネス隠岐の島店 島根県隠岐郡隠岐の島町下西791-2外

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

株式会社竹田組 代表取締役社長 竹田 栄人 島根県隠岐郡隠岐の島町中町名田ノ一、7-3

(3) 変更した事項

ア 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名
(変更前)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名	備 考
--------	----	--------	-----

(株) 竹田組	島根県隠岐郡隠岐の島町中町名田ノ一、7-3	竹田 二鎬	
(変更後)			
氏名又は名称	住所	代表者の氏名	備 考
(株) 竹田組	島根県隠岐郡隠岐の島町中町名田ノ一、7-3	竹田 栄人	平成27年7月1日 代表者名変更

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名	備 考
(株) ウェルネス湖北	島根県松江市乃白町511番地	村上 正一	

(変更後)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名	備 考
(株) ツルハグループ ドラッグ&ファーマシー西日本	広島県広島市西区井口明神1-1-10	村上 正一	平成27年8月16日 名称変更 平成28年1月25日 住所変更

(4) 変更の年月日

上記一覧表のとおり

2 届出年月日

平成28年3月24日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

隠岐の島町定住対策課（隠岐郡隠岐の島町城北町1番地）

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所（団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第298号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次に掲げる土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定するので、同条第3項の規定により告示する。

平成28年4月12日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 区域の名称 港町Ⅱ（追加）

2 土地の表示

昭和59年島根県告示第433号（港町Ⅰ区域に係るものに限る。）（以下「昭和59年告示港町Ⅰ」という。）で指定した標柱1号と2号を結んだ線、昭和59年告示港町Ⅰで指定した標柱1号と次に掲げる地番の土地に存する標柱12号を結んだ線、標柱12号から18号までを順次に結んだ線、昭和59年島根県告示第433号（港町Ⅱ区域に係るものに限る。）（以下「昭和59年告示港町Ⅱ」という。）で指定した標柱6号と18号を結んだ線、昭和59年告示港町Ⅱで指定した標柱5号と昭和59年告示港町Ⅱで指定した標柱6号を結んだ線、昭和59年告示港町Ⅱで指定した標柱5号と昭和59年告示港町Ⅰで指定した標柱2号を結んだ線により囲まれた区域

所 在 及 び 地 番	標 柱 番 号
浜田市港町161番14	12号
〃 161番14地先道路敷	13号
〃 164番2	14号及び15号
〃 164番1	16号及び17号
〃 167番1	18号

島根県告示第299号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次に掲げる土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定するので、同条第3項の規定により告示する。

平成28年4月12日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 区域の名称 生谷
- 2 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から55号までを順次に結んだ線及び標柱1号と55号を結んだ線により囲まれた区域

所 在 及 び 地 番	標 柱 番 号
雲南市木次町西日登2438番1地先道路敷	1号及び2号
〃 2438番1	3号及び54号
〃 2439番	4号
〃 249番	5号、6号及び46号から48号まで
〃 278番1	7号及び44号
〃 291番	8号
〃 300番	9号
〃 344番1	10号
〃 2466番地先水路敷	11号及び26号
〃 363番	12号及び13号
〃 2433番1	14号及び15号
〃 2432番地先水路敷	16号
〃 346番1	17号及び20号
〃 347番2地先水路敷	18号
〃 347番2	19号
〃 359番地先道路敷	21号
〃 364番	22号及び23号
〃 365番5	24号及び25号

〃	298番地先水路敷	27号及び28号
〃	298番	29号
〃	2466番地先道路敷	30号
〃	299番	31号
〃	297番	32号から36号まで
〃	2463番1地先道路敷	37号
〃	264番	38号及び40号
〃	2463番1	39号
〃	2463番2地先水路敷	41号
〃	270番2	42号
〃	275番4	43号
〃	276番	45号
〃	245番2地先水路敷	49号
〃	245番1	50号及び53号
〃	244番3	51号及び52号
〃	261番	55号

島根県告示第300号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の36第1項の規定により平成28年度に係る包括外部監査契約を次のとおり締結したので、同条第5項の規定により告示する。

平成28年4月12日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 包括外部監査契約の期間の始期

平成28年4月1日

2 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法

契約書で定める基本費用の額、契約書で定めるところにより算定した執務費用及び実費の額並びに契約書で定めるところにより算定した消費税及び地方消費税を合算した金額とし、16,360千円を上限とする。

3 包括外部監査契約を締結した者の氏名及び住所

峠田晃宏 松江市内中原町230番地9

4 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の支払方法

監査の結果に関する報告の提出があった後に支払うものとする。ただし、知事が必要があると認めるときは、概算払をすることができる。

公 告

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農地中間管理機構から次のとおり農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第3項の規定により公告する。

当該申請に係る農用地利用配分計画は、公告の日から2週間島根県農林水産部農業経営課において縦覧に供する。

平成28年4月12日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 申請に係る農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
松井 幸男	出雲市武志町186	出雲市武志町425外6筆
勝部 貞夫	出雲市上島町1392	出雲市上島町字赤池2039外1筆
伊藤 秀樹	邑智郡邑南町市木2094-2	邑智郡邑南町市木824-1外1筆
農業生産法人 ライスフィールド有限会社	松江市下佐陀町1349	松江市古曾志町1334外185筆
農事組合法人 明るい農村	松江市西尾町848	松江市西尾町字円流寺沖1208-2外6筆
農事組合法人 ゆとりの里下古志ファーム13	松江市古志町961-1	松江市西谷町1108外12筆
中村 礼三	松江市西法吉町36-14	松江市法吉町字尾後554-3外1筆
農事組合法人 のぞみの里古志ファーム	松江市古志町649-2	松江市古志町字大谷706外1筆
高橋 裕典	松江市浜佐田町990	松江市東生馬町544-9外6筆
加藤 幸夫	松江市秋鹿町4089	松江市秋鹿町字高原3568-1外1筆
小笠原 幹雄	松江市秋鹿町233	松江市秋鹿町143外1筆
山根 明利	松江市古曾志町172	松江市古曾志町142外10筆
農事組合法人 やない	松江市玉湯町林1655	松江市玉湯町林1395
カンドーフーム株式会社	松江市古曾志町307-1	松江市古曾志町382外8筆
大井川 敏巳	松江市西長江町638	松江市西長江町31外2筆
中倉 敏彦	松江市西長江町278	松江市西長江町1144外6筆

2 申請年月日

平成28年 3 月25日

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量は、平成28年3月18日に終了した旨国土交通省中国地方整備局浜田河川国道事務所長から通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

平成28年 4 月12日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 作業種類

公共測量（数値地形図データ作成 地図情報レベル1000）

2 作業期間

平成27年10月2日から平成28年3月18日まで

3 作業地域

益田市

特 定 調 達 公 告

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

平成28年 4 月12日

島根県警察本部長 米 村 猛

1 入札の内容

(1) 入札の件名

指掌紋情報管理システム賃貸借契約

(2) 仕様等

入札説明書による。

(3) 賃貸借期間

平成28年12月 1 日から平成34年11月30日まで

(4) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。

(3) 島根県が発注する物品の売買、借入れ等に係る入札において、指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。

(4) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。

(5) システム（機器を含む。）が確保でき、履行能力があると認められる者であること。

(6) 保守業務について、自らが行うか又は保守業者が確保できること。

(7) 機器（ハードウェア）の保守について、島根県内に保守拠点を置き、1時間以内に対応できること。

(8) 島根県税を滞納していない者であること。

(9) 消費税及び地方消費税について未納の税額がない者であること。

(10) 本件入札に関し、提出書類を提出期限までに提出した者であること。

3 入札の場所等

(1) 入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒690-8510 島根県松江市殿町8番地1

島根県警察本部警務部会計課用度係

電話 0852-26-0110 内線2241、2242

(2) 入札説明書の交付期間及び方法

平成28年4月12日（火）から同年5月23日（月）までの間、(1)の場所において交付する（交付時間は、土曜、日曜及び祝日を除く日の午前9時から午後5時までとする。）。

なお、郵便、ファクシミリ及び電子メールによる交付は、行わない。

(3) 入札説明会

行わない。

(4) 入札書の提出期限

平成28年5月31日（火） 午後2時（郵便による入札にあつては、正午までに到着していること。）

(5) 入札及び改札の日時及び場所

ア 日時 平成28年5月31日（火） 午後2時

イ 場所 島根県松江市殿町8番地1 島根県警察本部2階 聴聞室

ウ 開札 即時開札

(6) その他

ファクシミリ、電子メール、電話等による入札は、認めない。

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約予定相当額の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22条）第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に示した書類を入札説明書に定める提出期限までに提出しなければならない。

なお、入札者は、開札日時までの間において、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(5) 入札執行の取りやめ又は延期

不正の入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は天災、地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を取りやめ、又は延期することがある。

(6) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、その他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は、無効とする。

(7) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定に基づき、定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(8) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Subject matter for tender : Lease Contract of Fingerprint Management system

(2) Bid tendering Date : May 31, 2016, 2 : 00 P.M. (Bids by Post must be received by noon on May 31, 2016)

(3) Contract contact information : Office of Accounting Finance Section, Police Administration Department, Shimane Prefectural Police Headquarters, 8 - 1 Tonomachi, Matsue City, Shimane Prefecture, Japan 690 - 8510

TEL : 0852 - 26 - 0110 (ext. 2241 or 2242)

正

誤

平成28年2月2日付け島根県報第2,772号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	箇所	誤	正
3	島根県告示第78号中	浜田市鍋石町620-1、620-6、 620-7、620-21 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。)	浜田市鍋石町620-1 (次の図に示す部分に限る。) (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。)